横浜地方裁判所相模原支部に合議制の導入を求める決議

横浜地方裁判所相模原支部に合議制を導入するよう求める。

# 決議理由

## 1 地域司法を充実させる必要性

(1) 平成13年に発表された司法制度改革審議会の意見書には、「国民の期待に応える司法制度とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする」ことが謳われ、「国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)」が目標として掲げられていた。

また、同意見書には、「種々の制度改革を実りある形で実現する上でも、その直接の担い手となる法曹の質・量を大幅に拡充することは不可欠である」とも 謳われ、「司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)」が目標として掲 げられていた。

(2) しかし、その後20年以上が経過した現在、裁判所及び検察庁の支部や家庭 裁判所出張所、簡易裁判所等の地域における司法基盤の整備は遅々として進ん でおらず、いまだ社会の期待に応える状況には至っていない。

このため、全国各地を見ると、裁判官の常駐していない地方・家庭裁判所支部や法曹資格を有する検察官の常駐していない地方検察庁支部が未だに多数存在する等、地域によっては市民が司法サービスを受ける上で様々な支障が生じており、憲法第32条が保障する裁判を受ける権利の侵害ともいうべき事態さえ出現している。

### 2 横浜地方裁判所相模原支部の現状

- (1)横浜地方裁判所相模原支部(以下「相模原支部」という。)は、平成6年4 月、それまで簡易裁判所と家庭裁判所出張所しかなかった人口急増地域の相模 原・座間地域に設置された支部である。
- (2) 設置から27年以上が経過し、管内の相模原市と座間市の人口は合計約85 万人にのぼる。
- (3) 相模原支部における令和2年の新受件数は、民事第一審通常訴訟事件は58 9件、刑事通常第一審事件は241件である。

民事の上記事件数からすれば、相模原支部は、全国に50庁ある本庁の中で、奈良、水戸、津、宮崎、大分などの各地裁本庁とほぼ同規模であり、相模原支部より取扱事件数が少ない本庁は27庁にも及ぶ(松山、金沢、和歌山、甲府、新潟、長野、長崎、高松などの各地裁本庁)。

また、3名の裁判官で審理する事件(以下「合議事件」という。)を取り 扱っている全国の支部(63庁)の中で、相模原支部より取扱事件数の少ない 支部は、52庁もある。

(4) 相模原支部には現在6名の裁判官が配属されており(合議体を二つ構成することも可能である。)、裁判官3名以上の合議体による審理(以下「合議制」という。)を実施できる体制にある。

#### 3 合議制が導入されないことによる弊害

- (1) 相模原支部は、このような規模の管内人口、取扱事件数及び裁判官数を抱えていながら、平成6年4月の開庁以来、合議事件を取り扱っていない。相模原支部は、神奈川県内4つの裁判所支部の中で、また、政令指定都市に設置されている裁判所支部の中で唯一、合議制の裁判が行われていない裁判所である。
- (2) 民事では、相模原支部管内の事件であっても、医療過誤事件や労働事件等の 複雑で慎重な判断を要する重大事件は、相模原支部では合議体を構成すること ができないため、横浜地方裁判所本庁(以下「横浜地裁本庁」という。)で取

り扱われている。そのため、重大事件の当事者が相模原市に在住し、関連する 証拠も相模原市にあり、しかも地元に相模原支部があっても、地元の事件を地 元の裁判所で審理してもらうことができず、わざわざ横浜地裁本庁に出向かな ければならないのである。

相模原支部から横浜地裁本庁までの移動時間は、公共交通機関を利用して約 1時間10分である。しかし、相模原市は地形が東西に長く広がっている上、 相模原市緑区(旧津久井郡4町)にはJR相模原駅やJR関内駅につながる鉄 道がないため、実際に相模原支部管内の相模原市緑区に在住する市民が横浜地 裁本庁にアクセスする時間は、それをはるかに超えることになる。

このように、場所的遠隔に伴う横浜地裁本庁への片道1時間10分以上の時間的なロス、それに加えて往復交通費も負担する必要があるため、出廷を希望する当事者が裁判所に出頭できなかったり、移動時間の関係で期日が入りにくくなり訴訟の進行が遅れたり、場合によっては、遠方のために横浜地裁本庁での訴訟提起を躊躇したり断念したりする等の弊害が生じる。具体的な当事者の不利益として、「自宅から裁判所まで片道1時間半かかる場合、丸一日つぶす覚悟がいる。フルタイム勤務なら最低賃金でも8千円の収入と引き替えだ。家庭の事情で何度も休めば、職場に迷惑を掛け、雇用継続に支障が出るかもしれない。非正規労働なら、そんな不安は常に付いて回るだろう。」との指摘もなされている(神奈川新聞令和3年12月14日「視点点描」)。

他方で、交通の便や移動時間等を考慮し、相模原支部に訴訟提起をした場合、 合議制と比べて一人制では、多様な意見を踏まえることが困難である上、専門 性にも限界があるといえ、その結果妥当な内容の判決を得られないおそれがあ ることは否定できない。

加えて、合議制による審理ができないことが原因で相模原支部から横浜地裁本庁に事件が回付されたことで、最低でも2か月以上審理が遅延したり、相模原支部の裁判官による争点整理が不十分であったため、回付後の横浜地裁本庁

において最初から審理をやり直すことを余儀なくされるなど、市民は迅速な裁判を受けることさえできていない。

(3) 刑事でも、相模原支部管内の法定合議事件や準抗告(裁判官が行った判断に対する不服申立)事件が、相模原支部では合議体を構成することができないことから、横浜地裁本庁で取り扱われている。

そのため、身体を拘束されている被疑者について勾留決定に対する準抗告があると、相模原支部の職員が事件記録を横浜地裁本庁に運ぶ必要があるが、それに半日を要するなど時間がかかることで審理が遅れ、その結果、特に準抗告が認められた場合は市民でもある被疑者に対する身体拘束がそれだけ不当に長引いたといえ、人身の自由に対する直接的具体的侵害が生じる。

(4) 合議事件を取り扱うことができない相模原支部では、当然のことながら、現 状行われている裁判官3人を前提とする裁判員裁判も実施されない。地域の事 件は地域の住民の参加する裁判員裁判で審理するのが「市民のための司法」の 理にかなっているが、それが実現していない。また、相模原支部管内の市民が 裁判員に選ばれた場合、遠方の横浜地裁本庁まで通わなければならない。

## 4 司法サービスの地域格差

- (1) このように、相模原支部では合議制がとられていないため、住民の司法アクセスが大きく阻害され、裁判所は地域住民の法的ニーズに応えていない。
- (2) 裁判を受ける権利(憲法第32条)は基本的人権のひとつであり、国はすべて の国民が可能な限り平等にこの権利を享受できるように司法制度を整えるべき であり、居住する地域によって裁判を受ける権利に差異があってはならない。
- (3) このような観点からすれば、相模原支部管内の市民が、人口や取扱事件数に おいて相模原支部より少ない他の地裁本庁管内の市民や他の全ての政令指定都 市の市民と比して、合議制の裁判を受けられないといった不平等な取扱いを甘 受すべきいわればない。

## 5 合議制の意義・効能

- (1)近年、民事事件には複雑で困難な事件が増加しており、それらを適正迅速に 解決するためには合議制が有効であることは、最高裁判所の「裁判の迅速化に 係る検証に関する報告書」や「司法研究報告書」において指摘されているとこ ろである。
- (2) すなわち、最高裁判所は、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に基づき、これまで2年ごとに8回にわたり「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」を公表しており、その中で、一人制事件であっても「長期化が見込まれる事件を適切に合議に付すことで、争点整理等が円滑に進むとともに、マンパワーの活用が可能となることから、迅速化のためには、複雑な事件や長期化が見込まれる事件については、可能な限り早期に合議に付すことが有効である。」と指摘している(令和元年7月「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概要)」40頁)。
- (3) また、最高裁判所は、地方裁判所における民事第一審訴訟事件の合議の在り方を研究する中で、「合議制においては、知識や経験の異なる3人の裁判官が多角的な観点から事案を検討することを通じて、誤謬を回避するとともに、個々の裁判官の主観やバイアスを修正したり、相互に経験則を補完したりすることにより、通用性の高い説得力ある理由付けを伴う適正で客観性のある判断をすることが可能となり、かつ、適切な審理方針を早期に確立して迅速な審理を行い得るようになると考えられる。また、合議制の裁判は、単独制の裁判と比べて高い正統性、納得性を有し、裁判に対する国民の信頼を高めることが期待できると思われる。さらに、合議への参加を通じて、構成員である各裁判官が力量を高め、その関与する合議事件のみならず単独事件の審理判断をより良くしていくことが可能であると言える。このように、合議の充実・活用を図ることは、裁判の質を更に高める上で必要かつ有効であると考えられる。」として、合議制が事件の適正迅速な解決に資することを認めている(平成28年度

司法研究(民事)「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」報告書概要(案)9頁・10頁)。

(4) このような合議制のメリットは、本庁のみならず、支部にも妥当するものであり、国はすべての国民に合議制という良質な司法サービスを提供する必要があるといわなければならない。

合議制のメリットを受けるために、遠く離れた横浜地裁本庁まで行かなければならない状態が今後も続くとしたら、それは、すでに現われている弊害の固定化であり、上記各報告書の趣旨に逆行するものである。

#### 6 結語

- (1) 相模原支部の管轄区域にある相模原市及び座間市では、市議会が相模原支部での合議制の実施を求める決議をし、また、現相模原市長及び座間市長は合議制の実施を求める要望書を直接横浜地裁本庁に持参し、実施を要請するなど積極的な活動を行っており、弁護士会のみならず、裁判所の利用者である市民も相模原支部での合議制の実施を待ち望んでいる。合議制の実現を求める管轄地域市民の声は大きい。
- (2) すでに指摘したとおり、相模原支部には、現在、6名の裁判官が配属され、 合議事件を審理できる法廷もある。既に人的物的な基盤が整っている相模原支 部で新たに合議制を取り入れることに大きな障害はない。また相模原支部で合 議制が実施されない理由はない。
- (3) よって、当会は、神奈川県全域において、すべての市民に良質な司法サービスが提供されるよう、相模原支部において合議制が導入されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

2022年3月2日 神奈川県弁護士会 臨時総会